



医政地発0206第1号

平成29年2月6日

各都道府県衛生主管部（局）長 殿

厚生労働省医政局地域医療計画課長
（公印省略）

「子ども予防接種週間」の実施に伴う小児救急医療体制の確保について

救急医療行政の推進につきましては、平素より多大なご理解、ご尽力を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、子どもに対する予防接種への関心を高め、予防接種率向上を図ることを目的として、公益社団法人日本医師会、一般社団法人日本小児科医会及び厚生労働省の主催により、平成29年3月1日（水）から3月7日（火）までの7日間、別添実施要綱に基づき、「子ども予防接種週間」が実施されることとなりました。

予防接種後の注意事項については、予防接種実施規則（昭和33年厚生省令第27号）第7条において、①予防接種後に被接種者が高熱、けいれん等の症状を呈した場合には、速やかに医師の診察を受けること、②医師の診察を受けた場合には、速やかに当該予防接種を行った都道府県知事又は市町村長に通報することと規定されております。

貴職におかれましては、貴管下の小児医療機関に対して上記内容に関して改めて周知をお願いするとともに、重篤な副反応が発生した際に備えた小児救急医療体制の確保に引き続き万全を期していただきますようお願いいたします。

（照会先）

厚生労働省 医政局 地域医療計画課
救急・周産期医療等対策室

小児・周産期医療専門官 松本（内線 4139）

救急医療係 牛坊（内線 2550）

（代表電話）03-5253-1111

（直通番号）03-3595-2185